

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則
の一部改正について

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

2006年（平成18年）3月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成18年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、教育機関における職の変更に伴い、スポーツ施設の長を個人情報管理責任者から削除する必要による。

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月 日

藤沢市教育委員会

委員長 開 沼 佳 子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成15年藤沢市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「，図書館，秩父宮記念体育館，石名坂温水プール，鵜沼運動施設事務所及び秋葉台運動施設事務所」を「及び図書館」に改める。

附 則

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>○藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 15 年 12 月 19 日 教委規則第 7 号</p> <p>藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報保護条例施行規則(昭和 63 年藤沢市教育委員会規則第 5 号)の全部を改正する。</p> <p>第 1 条 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 15 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。)の施行については、次条に定めるもののほか、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則(平成 15 年藤沢市規則第 19 号)の例による。</p> <p>第 2 条 条例第 11 条第 1 項に規定する個人情報管理責任者は、藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成 12 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)第 3 条第 1 項の表の右欄に掲げる課等の長、教育文化センター、八ヶ岳野外体験教室、西部学校給食合同調理場、公民館、青少年相談センター及び図書館、秩父宮記念体育館、石名坂温水プール、鵠沼運動施設事務所及び秋葉台運動施設事務所の長並びに市立の小学校、中学校及び養護学校の校長とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 17 年教委規則第 14 号)</p> <p>この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>○藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 15 年 12 月 19 日 教委規則第 7 号</p> <p>藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報保護条例施行規則(昭和 63 年藤沢市教育委員会規則第 5 号)の全部を改正する。</p> <p>第 1 条 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 15 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。)の施行については、次条に定めるもののほか、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則(平成 15 年藤沢市規則第 19 号)の例による。</p> <p>第 2 条 条例第 11 条第 1 項に規定する個人情報管理責任者は、藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成 12 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)第 3 条第 1 項の表の右欄に掲げる課等の長、教育文化センター、八ヶ岳野外体験教室、西部学校給食合同調理場、公民館、青少年相談センター、<u>図書館、秩父宮記念体育館、石名坂温水プール、鵠沼運動施設事務所及び秋葉台運動施設事務所</u>の長並びに市立の小学校、中学校及び養護学校の校長とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 17 年教委規則第 14 号)</p> <p>この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p>

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行

○藤沢市個人情報の保護に関する条例（抜粋）

平成15年9月19日

条例第7号

（目的）

第1条 この条例は、個人の尊厳を保持する上で個人情報の保護を図ることが重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己の個人情報の開示請求等の権利を保障することにより、市民の基本的人権を擁護し、もつて市政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。

（適正な管理）

第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るため個人情報管理責任者及び個人情報管理補助者を定めなければならない。

2 実施機関は、管理情報の適正な管理のため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 管理情報を正確かつ最新なものとする事。
- (2) 管理情報の改ざん、紛失、破損その他の事故を防止すること。
- (3) 管理情報の漏えいを防止すること。

3 実施機関は、管理情報を管理する必要がなくなつたときは、当該管理情報を、速やかに、廃棄し、又は消去しなければならない。